

## 建築基準法による命令の公告

建築物の所在地

命令を受けた者  
の氏名

この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第9条  
第 項の規定に基づき を命じたものである。

年 月 日

加古川市長

(注意)

- 1 この標識は、建築基準法第9条第13項の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられることがある。

- 3 水道 水道  
電気の供給を保留するよう電気事業者へ通知した。  
ガス ガス